

「西蒲市場」売店設置運営要項

1 目的

わらアートまつり来場者の憩いの場として「西蒲市場」を設置し、区内観光協会、地域の農産物や加工品を販売する農業者又は市内で商店や飲食店を営む事業者から、地域の農産品・同加工品・菓子・手工芸品等を販売しまつりの賑わいを創出することを目的に、新潟市（以下「主催者」という。）が上堰潟公園（以下「会場」という。）内に売店及び移動販売車（いわゆるキッチンカー。以下キッチンカーという。）を設置・運営するために必要な事項を定めるものとする。

2 会場

上堰潟公園園内（新潟市西蒲区松野尾1番地）

売店及びキッチンカーの設置場所は、上堰潟公園内の一部で主催者が決定する。

3 設置期間及び開設時間

設置期間は、出店者の希望を勘案し主催者が決定する。また、主催者が天候等必要に応じて設置期間及び開設時間を変更出来るものとする。

（１） 設置期間：令和7年8月30日(土)から9月28日（日）まで。この期間中の土日祝日で、いずれか出店者が希望する日（複数日申込可能）

（２） 開設時間：午後0時～午後6時30分

※開設時間内であれば出店者の判断で開店、閉店の時間を決定してもよいが終了時間以前に閉店しても公園内設置場所から車両を出すことはできません。

※開設時間内で休憩のため一時的にお店を閉める場合は、お客様にわかるように張り紙、ポップなどを使用して周知すること。

（３） 搬入時間：午前11時より

（４） 搬出時間：午後6時30分～午後7時30分

4 出店数及び出店規模、出店場所

（１） 1日あたりの出店数は、7店舗以内とし、出店者の希望を勘案し、会場の状況等により主催者が決定する。

（２） テントの出店規模は、原則として1ブースを2間（奥行 3.6m）×3間（幅 5.4m）以内とし、キッチンカーも同様の規模とする。

（３） 出店場所については、出店説明会開催時に抽選を行い決定する。出店説明会に参加できない出店者は、上記抽選の結果空いている場所に、出店者の希望を勘案したうえ主催者が決定する。

※出店場所については公園内敷地であるため、箇所により若干の勾配や段差、凹凸がある場合があります。出店にあたり、必要に応じて出店者側で勾配や段差解消の措置を行うこと。

5 出店料

出店料は無料とする。

6 出店申込及び申込期間

(1) 申込方法

別紙「西蒲市場」出店申込書」及び「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」を、西蒲区産業観光課へ申込期限までに提出すること。申込書等は西蒲区ホームページに掲載。応募者多数の場合抽選。

(2) 申込期間

令和7年7月22日（火）～8月8日（金）

（受付は午前8時30分～午後5時00分まで、土日祝日は休み）まで。

(3) 募集方法

- ・市報にいがたもしくは区ホームページに掲載。
 - ・出店についての質問等は、西蒲区産業観光課の課メールへ送信すること。質問への回答は質問者に返信するほか、区HPにも公表する。
- 西蒲区産業観光課メールアドレス（sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp）

7 取扱品目

売店において販売又は営業する品目は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 地域の特産品（農産品・同加工品・菓子・手工芸品等）。
- (2) 食品・飲料類・菓子類（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設及び臨時食品営業許可を受けた店舗において製造・加工された食品で、容器包装などにより衛生的な措置が講じられ、かつ法令などの規定に基づく表示がなされているもの）。
- (3) その他、主催者が認めたもの。

8 酒類の販売について

アルコールを販売・提供する出店者は、「未成年禁酒法」及び「新潟県青少年健全育成条例」を遵守し、未成年に販売・提供をしてはならない。また、酒類を販売・提供するにあたっては、必要な免許の取得及び届け出等を行うこと。

9 出店者の基準

出店を申請できる者は次の条件を全て満たした者とする。

- (1) 新潟市内に店舗又は住所を有し事業を営んでいること。
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該登録又は許可を受けていること。
- (3) 暴力団、暴力団員ではないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。
- (5) 本要項に従うことができる者。
- (6) 主催者が開催する次の出店説明会及び抽選会に、原則参加すること。

＜出店説明会及び抽選会＞

日時：令和7年8月18日（月） 午後3時～午後4時

会場：西蒲区役所 3階 301会議室

10 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

主催者は、本要項第9項に基づき出店申し込み者を審査し、適当であると認めた者について、売店出店許可証を交付する。

- (1) 出店申し込みが会場の売店設置予定数を超えたときは抽選により定めるものとする。
- (2) 主催者は出店を許可しなかったとき又は許可を保留するときは、当該申込者に対して、その旨を通知するものとする。

11 保健所への届け出

出店者は出店を許可された場合、出店に必要な営業許可を管轄保健所に申請し許可を得ること。なお、保健所への申請料金は出店者の負担とする。また、出店に必要な許可を得た場合は直ちに、その許可書や臨時食品営業許可申請書の写しを主催者へ提出すること。

12 売店設備及びテント・キッチンカー設営費等

売店出店に伴う設備等は以下のとおりとする。

- (1) 主催者側で用意するもの
給排水設備(共同使用、一カ所)は、主催者側で用意する。
※あくまでも手洗い、調理器具等の洗浄を目的とする設備であり、仕込みには使用できない。
当該目的以外で給排水設備が必要な場合は、出店者側で各自用意すること
- (2) 出店者側で用意するもの
テント・机・椅子・発電機・消火器・コンロ・プロパンガス・コンパネ等出店に必要な備品等は各自で準備すること。

13 出店者の設備基準

出店にかかる設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品関係売店
 - ア 現場で調理を行う出店者は、管轄保健所の基準に従う。
 - イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置が講じられており、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、冷蔵保存が必要な食品には、冷蔵設備を設けること。
 - ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
 - エ 廃棄物容器及び污水容器は耐水性のもので、汚液や汚臭等が漏れない構造の物を使用すること。なお、それら容器は、常時清潔を保持すること。
- (2) その他の売店
取扱商品の内容を明瞭に識別できる陳列設備や表示を設けること。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、売店業務を行う者の中から売店責任者を定めて常駐させ、当該売店の管理運営にあたるものとする。
- (2) 売店責任者は、主催者の指示に従い、当該売店の管理運営について従業員等を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めること。
- (3) 売店責任者は、特に販売許可が必要な食品を取り扱う売店にあっては、事前に保健所と

十分協議し、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう努めなければならない。

15 遵守事項

出店者及び当該従業員は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) ア 出店時の手洗い、アルコールによる手指消毒等、食品衛生管理及び感染症対策を行うこと。
イ 出店日当日は出店前に検温を行い、平熱を超える発熱があった者は出店に従事しないこと。
- (2) 運営、維持管理に当たっては、関係法令（食品衛生法、消防法、都市公園法、建築基準法、屋外広告物法等）を遵守すること。
- (3) 売店ブース内に売店出店許可証を保管すること。
- (4) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両及びキッチンカーには、主催者が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。
- (5) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、指定された時間内に行うこと。
- (6) 販売品は関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い販売価格を明示すること。
- (7) 飲食物を販売する売店については、ブース前に容器（トレー、パック、串等）を回収するゴミ箱等を設置し、自己の売店に起因するゴミは自店で回収するよう努めること。また、出店によって発生した廃棄物・ごみ等は、出店者が責任を持って回収し、各自で持ち帰ること。
- (8) 環境美化に努めること。
- (9) 保健所、施設管理者、主催者の指示に従うこと。

16 禁止事項

出店者及び当該従業員は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 第三者に対し、出店者の権利を譲渡し若しくは転貸し、又は売店の管理運営を委託すること。
- (2) 販売品を不当な価格で販売すること。
- (3) 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (4) 指定された場所以外で立ち売り又は呼込みによる販売を行うこと。（主催者が認めた場合は除く）
- (5) 指定された場所以外で火気を使用すること。（主催者が認めた場合は除く）
- (6) 会場の付帯設備（電源等）を使用すること。（主催者が認めた場合は除く）
- (7) 出店日の当日キャンセル及び無断での欠席。

17 管理運営

- (1) 売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、主催者は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 出店者及び当該従業員は、出店場所の使用に当たり会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において、その損害賠償の責任を負うものとする。出店者は、事故等の発生が出店者に起因する場合で、開催場所及び周辺施設、他の出店者や第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

18 事故等発生時の対応

売店において事件、事故及び販売物品による食中毒などが発生した場合は、主催者側は一切責任を負いかねますので、各自加入保険で対応すること。当該出店者の責任により速やかに対応すること。なお、主催者側による補償等を行わないものとする。

19 許可の取り消し

主催者は、出店者が次のいずれかに該当することとなったときは、出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 本要領又は法令等に違反したとき。
- (2) その他、主催者が出店させることを不相当と認めたとき。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し原状に復すこと。

21 その他

この要領について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、関係者と協議して主催者が定める。

飲食物現場調理品販売店運営上の注意事項について

○ 給排水・手洗い設備

- ・給水は、水道を使用出来る設備を主催者が準備します。ホース等は出店者が設置してください。
- ・排水は、会場施設の既存設備を共有で利用してください。

○ 火気の使用と消火器の用意について

- ・加熱処理の目的に限り火気の使用を可能とします。
- ・火気を使用する出店者は、新潟市火災予防条例に基づき火気の手扱いに十分注意し、ABC型消火器10型を必ず設置してください。
- ・コンロ等を使用する場合、テーブルへの直置きは避け、耐火ボード等を準備してください。

ABC型 → A 普通火災、B 油火災、C 電気火災に適應している

10型 → 薬剤量が3.0kg～3.5kg入っている

○ 発電機の使用について

- ・発電機を使用する出店者は必ず使用する旨出店申込書に記載し主催者に届け出ること。
また、燃料にガソリンを使用する場合、必ず法令に適合したガソリン携行缶を使用し、給油時は必ず発電機のエンジンを停止し、周囲に火気が無いことを確認のうえ給油すること。消火器を必ず設置すること。

○ ゴミについて

- ・飲食物を販売し容器・包装・串等使用する出店者は、ブース前にゴミ箱等の設置を行い、自店で発生するゴミの回収を行ってください。
- ・出店者において発生したゴミは、必ず全て持ち帰り処分してください。

○ 保健所への申請・許可について

- ・出店に伴う保健所への必要な届け出は、出店者が責任を持って行い許可を得てください。